

令和4年度 第10回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 11月 16日(水)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 大橋教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、原生涯学習課長補佐

4. 会議録に署名すべき委員の指名

井上委員、武田委員

大橋教育長：

日程第1

これより、第10回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30～)

日程第2

本日の会議録署名委員は、井上委員さん、武田委員さんお願いします。

日程第3 議決事項

議案第41号から順にお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第41号邑南町学校給食費条例の一部改正ですが、この議案を審議してもらう前に、これに関連するところで報告の方で、報告第20号で給食費について答申ということで後段の方に資料を付けておりますので、先にそちらを説明させてもらった後に、この条例の一部改正について、ご説明の方させていただければと思います。よろしいでしょうか。

報告20号について先に報告をさせていただきますが、こちら資料ございますが、令和5年度以降の給食費についてということで答申の方が出されております。給食審議会の方ですね、2回ほど開催して、9月26日と10月24日のところで審議会の方開催をさせてもらっておりまして、そこで令和5年度以降の給食費について審議等をしていただきました。その結果についてですが、そちら文面等にご覧いただけますが、原則保護者負担というふうなところで、令和5年度から給食費の値上げの方をさせてもらうというふうなところで、審議結果、答申の方いただいております。原因についてはそちら2.の方に書いてございますが、物価の高騰等が現在も続いている状況でして、それに伴って、今現在給食を提供しております物の物価高騰によって、現在の小学校は265円、中学校が300円1食当たりで提供をさせてもらっておりますが、この値段では提供が難しくなるというふうな

とここでこういった経過の方述べさせてもらっております。それから3番の付帯意見としましては、保護者への丁寧な説明ということと、それからこれまで学校給食審議会については、2年に1回給食費についての見直し等々議論されておりましたが、昨今の物価上昇等ですねまた今後も引き続くようであれば、その状況を見ながら必要に応じて2年に1回と言わず、必要に応じて開催をするというふうなところでの付帯意見をいただいているところでございます。報告20号-2ですが1枚はぐっていただきますと、そちらの方に今回の改定額を付けさせてもらっております。先ほど言いましたが、小学校265円でございますが、16円増額させてもらいまして、令和5年の4月1日からということになります。281円に。同じく中学校を現在300円となっておりますが、こちら18円値上げをさせてもらいまして、318円ということは今想定しております。それから、2の方ですが、一食あたりの増額の内訳として、主食、副菜、牛乳というふうなところでそれぞれの内訳の方付けさせてもらいまして、こういった理由でそれぞれ値上げの方させてもらっているところでございます。改定理由につきましては、そちら(1)から(3)の方まで書かせてもらっておりますが、まず小麦が値上がることによるパン及びめん加工費が毎年高くなっているということと、牛乳の売渡価格についても、これは年々上昇している状況ということで今後も値上げが想定されるというふうなところ。それから副食に付いてもそちら主だったものを書いてございますが、輸入品などの上昇であるとか、マーガリン、食用油の値上げであるとか、後冷凍食品の5%程度ですが上昇しているというふうなところで、書かせてもらっております。そういった状況の中で、学校給食を提供する上で、安心安全それから国内産を基本とするというふうなところで、安全で安心な栄養バランスのとれた給食を提供するためには、今回どうしても値上げをせざるを得ないというふうなところで書かせてもらっているところでございます。それから後でお配りしました資料、報告第20号3ですが、そちらのところでもまず物価比較というふうなところで、1番として牛乳・パンの調達費の変化というふうなところで、平成31年から、令和2年、令和4年というふうなところで比較させてもらっておりますが、それぞれ一番最後、31年から令和4年の増加率というふうなところのパーセンテージを提示させてもらっておりますが、このように牛乳とかパンの加工等々がそれぞれ全て値上げの状態となっているところでございます。それから2の同一献立食材費の変化というふうなところで、こちらについても平成31年から令和4年度、直近の令和4年の10月のところで比較の方させてもらっております。その表の下の方に見ていただきますと、まず平成31年から令和4年の増加についてですが、これについては12.54%で、直近の数字を見ますと令和4年の10月のところでの増加率は12.75%、それぞれこのある日の献立を比較した、31年から令和4年の10月のところでの増加率となっております。中学校につきましても、同じく31年から直近の令和4年10月までのある日の献立の食材費用の変化ということですが、中学校の方が平成31年から令和4年までのところで12.85%、直近のところでは13.08%、それぞれ上昇しているところでございます。それから報告第20号-4ですが、直近の値上げ調査ということで、給食センターで使用しております、食材費等々でそちら書いておりますが、それぞれ色を付けておりまして、3分の3ページところにそれぞれありますが、20%以上増加したものが2品目、10%の増加し

たものが36品目、5%以上増加したものが53品目、5%以下の上昇したものが、55品目ということで、それぞれ色分けさせてもらっておりますが、それぞれの食材費上昇率はそれぞれ異なっておりますが、全てにおいて価格の上昇がしているというふうなところが読み取れるかと思えます。そういった昨今の諸々の理由に基づきまして、今回そういった増額の方を審議会の方において吟味していただいて決定の方させてもらっているところでございます。報告20号については以上でございます。

大橋教育長：

はいありがとうございます。給食審議会の方からの答申が出されました。今事務局の説明があったように、全ての品目で上昇傾向にあったというふうなところで、さらにはその安心安全でというような視点で行くと、やむを得ないという結論が出ております。このことにつきまして何か。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

大橋教育長：

それではこれを受けまして、条例改正の方に入ってまいりますので、議案の方にお戻りをいただければと思います。よろしく申し上げます。

高瀬学校教育課長：

それでは先程の報告をふまえて、議案第41号 邑南町学校給食費条例の一部改正について説明をさせていただきます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきますと、新旧対照表を付けております。こちら給食費条例の方ですが、別表の方でそれぞれ金額を定めておりまして、この度の結果をもとに小学校の児童の方については265円を281円に、中学校については300円を318円に、それから学校給食会につきましても265円から281円にそれぞれ改定をさせようところでございます。施行日は令和5年4月1日でございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

それでは先程の増額の部分について、新旧対照表に加味したものを上程をさせていただいております。この件につきましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第41号ですけど、お認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。それでは続きまして、規則の方も合せて改定をしていきますので、議案第42号の方をよろしくお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第42号 邑南町学校給食費条例施行規則の一部改正についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けておりますのでそちらをご覧くださいだと思います。この金額につきましては先程報告第20号-2の方で表の方付けておりましたが、月額金額の方、こちら改正するものでございます。小学校につきましては18食あたり、現行4,770円つきまして、これにつきましては280円の増額で、月額5,050円に。それから中学校におきましては、中学校は約17食あたりで、現行5,100円となっておりますが、こちら300円増額させてもらいまして、月額5,400円に改定するものでございます。こちらも施行は令和5年4月1日からとなっております。これについては以上でございます。

大橋教育長：

1食の単価あたりの増額を受けまして月額が変わるということで、新旧対照表増額分を加味したものでございます。よろしいでしょうか。

森岡委員：

さっきの報告のところで聞こえなかったかも分からんですけど、給食費の中で小学校と中学校当然体力が違うので、食べる量も違うというところで差がありますよね。それはいいんですけど、中学校と小学校の教職員の差っていうのはどこに根拠があるんですか。

高瀬学校教育課長：

差というのはあくまでも小学校で勤務してもらっている先生方、中学校で勤務してもらっている先生方というふうな小分けのところだけしかございません。食べる量については、大人なので変わることはないかと思いますが、生徒の単価に合せた形でそれぞれの先生に、その単価で給食の方提供させてもらっております。大きな違いという部分は、あくまで小学校と中学校というくくりの中でしか価格の差は付けておりません。

森岡委員：

その辺の教職員の中学校の職員と小学校の職員の、やはりその金額の明確な根拠っていうのはないわけですね。

高瀬学校教育課長：

明確な物は、そういった物はございません。

大橋教育長：

余談ですけど、ちなみに小学校から中学校に今度変わりますと、何が違ったかというところ、食の量が全然違うというところでした。量のみの区分なのかなというふうに思います。

森岡委員：

わかりました。

大橋教育長：

それでは議案第42号につきましてはお認めをいただきますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

はいありがとうございます。続きまして、議案第43号につきましてよろしくお願ひいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第43号令和4年度邑南町一般会計補正予算第9号(案)についてです。

これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。まず今回は、学校教育課、生涯学習課でございますが、最初に学校教育課の方説明させていただければと思います。1枚はぐっていただきますと、そちら補正予算の方計上させてもらっております。まず歳入の方ですが、14款国庫支出金2項国庫補助金の10目教育費国庫補助金、細節につきましては02のへき地児童生徒援助費等補助金に付いてです。これにつきましては、この度新たにです、ね国の方から追加の補助金等がきましたので、その額分を今回増額させてもらっております。それから中学校になりますが生徒健康管理費の方振り分けをさせてもらっております。それから21款の01項の町債の細節03のスクールバス整備事業債についてですが、この度の国庫補助金の増額があった分、その分21款の町債の方、減額をさせてもらっております。それから歳出の方ですが、10款教育費01項教育総務費の02の事務局費のそれぞれの項目についてでございますが、そちら説明の方に書いておりますが、教育委員会で任期付短時間勤務職員、から会計年度任用職員等々ございまして、そちら10月1日から社会保険のうち健康保険については市町村共済の方、これまで協会けんぽの方に加入になっておりましたが、健康保険のみについて市町村共済の方に加入変更というようなことがございましたので、それにともなって組み替えの方させてもらっております。それから03のスクールバス運営費についてですが、こちら燃料等の高騰等によりまして、増額の方させてもらっているところでございます。説明については以下のように引

用させてもらっております。それから10款教育費の02項の小学校費で01学校管理費です。8校の小学校についてですが、この度の燃料等の高騰によります電気代及び燃料費が上がっております。その分今年度末までのところでの必要額それぞれ各学校ごとに計上の方させてもらっているところでございます。それから2ページ目の方になりますが、02の教育振興費ですが、こちらにつきましても各費目ごとでございますが、先程説明させていただきましたが健康保険について、市町村共済加入変更になったということで必要額の方それぞれこちらも計上しているところでございます。それから10款教育費の03項中学校費の01の学校管理費についてでございます。こちらまず最初に中学校総務費についてですが、そちら説明の方に書いておりますが、瑞穂中学校緊急通報システムが誤動作が頻繁に起こっておりますので、これについての改修というふうなところで補正額計上させてもらっております。それから併せてプロジェクターが購入して年数が立ちまして、ランプのところは光度が落ちてきたりとか、あと故障が起きた等々がございまして、それぞれ羽須美中学校と石見中学校にそれぞれ台数ありますが、その分の修繕というふうなところで計上させてもらっているところでございます。それからそれ以下については、燃料高騰ということで羽須美中学校、それから羽須美中学校のプール、それから瑞穂中学校、石見中学校でそれぞれ電気代。プールにつきましては電気代のみですが、それ以下の中学校については燃料費も含めて、それぞれ必要額の方計上させてもらっているところでございます。それから最後教育振興費についてですが、これについても健康保険に加入したことによる必要額の組み替えを計上させてもらっているところでございます。学校教育課の補正予算については以上でございます。

大橋教育長：

では続きまして、生涯学習課の方よろしく申し上げます。

原生涯学習課長補佐：

次ページをお開きください。生涯学習課の補正予算、歳入でございます。20款の諸収入につきましてこちらの細節01の発掘調査受託事業収入につきましてですが、現地試掘調査、分布調査を行いましたところ、遺構の確認が出来なかったと、無かったということで本調査を不要としております。その不要額の減額をさせていただいております。続きまして同じく20款の諸収入の細節33子ども活動支援補助金につきましてですが、こちらの補助金の増額がございまして、その後歳出につきましては、後ほど歳出のところの説明をさせていただきます。引き続きまして歳出でございます。10款の教育費です。01の社会教育総務費、親子・子どもあそび支援事業費につきましてです。こちらにつきましては、ゴールボールそれからモルック諸々の消耗品の購入につきまして、予算化させていただいております。それに伴いましてこのものの講師派遣につきましての費用の計上をしております。続きまして02の公民館費でございます。先程学校教育課でも説明させていただきましたが、任期付短時間職員につきましての共済組合の負担金の増でございます。続きまして次ページをお開きください。004施設管理費でございます。こちらの示しさせ

ていただいております各公民館の光熱費、一部は燃料費も増額ございますが、こちらの高騰によります増額の補正予算の額を上げさせていただいております。引き続きまして03図書館費でございます。こちら04の共済費それから10の需用費、こちらも共済費それから光熱費の増額でございます。引き続きまして04社会教育施設費の元気館運営費になります。こちらは光熱費の増額でございます。引き続きまして05の文化財保護費でございます。こちら上段の001の文化財事務局費それからハンザケ自然館運営費につきまして、こちらも共済費の増、それから光熱費の増を計上させていただいております。続きまして011発掘調査費林道三坂小林線でございます。こちら先程歳入の方で申し上げましたが、発掘調査が不要になった不要額を減額をあげさせていただいております。続きまして05保健体育費の01保健体育総務費にあります004共生社会の実現関連事業費でございます。こちらも先程の共済費の増、それから02体育施設費の方でございます。いわみスタジアムの施設管理費でございますが、こちらも高騰によります光熱費の増額をあげさせていただいております。生涯学習課につきましては以上でございます。

大橋教育長：

ありがとうございます。一気に説明をさせていただきました。基本的には組み替えであったり、燃料代の高騰であったりというようなことでございます。何かご質問等ございませんでしょうか。電気代についてはかなり上がっているような状況ではあります。よろしいでしょうか。それでは無いようでしたら、議案第43号につきましてはお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。続きまして議案第44号につきましてよろしく願いいたします。

原生涯学習課長補佐：

それでは次ページをお開きください。議案第44号でございます。邑南町博物館類似施設の館内撮影等に関する取扱要綱の制定についてでございます。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めます。内容につきましては次ページをご覧ください。まずはこれにつきまして全て申し上げますと時間をいただきますので、かいつまんでお話をさせていただきます。先ずこの取扱要綱を制定するための経緯ということで、この邑南町博物館類似施設という言葉がございます。これにつきましては、第3条をご覧ください。地域民芸品等保存伝習施設以降3施設書いてございます。こちらは、きねづかセンター、それからハンザケ自然館、邑南町郷土館この3館につきましてが博物館類似施設と模して呼ばれております。これはこの第2条の第4号博物館類似施設というところにございます。博物館と同種の事業を

行う施設で登録又は指定を受けていないものということで、こちらに属するものでございます。こちらでの館内での写真撮影の許可についてですが、私的利用に限り許可しております。現在ソーシャルメディアへの投稿については、町及び所有者への影響を考慮いたしまして、投稿不可とさせていただいております。但し、現在の全国的に写真撮影、ソーシャルメディア投稿に対して制限が緩和されてきております。県内におきましても県立古代出雲歴史博物館で写真撮影、それから投稿について条件を付して許可しているのが現状でございます。町内情報の発信の手法としましてもソーシャルメディアに個人投稿による拡散が一般化していることを考慮いたしまして、導入の検討それから運用の指針についての作成が必要になりまして、この取扱要綱を作成しております。制定内容といたしましては、まず私的利用、商用利用の定義をさせていただいております。これにつきましては定義第2条の定義をご覧ください。2号と3号が私的利用と商用利用です。私的利用につきましては、館内撮影等によって得られた写真及びデータ等の複製品、こちら写真等と後ほど申し上げます。これに対していかなる対価を受けずに撮影等を行う個人が利用すること。これが私的利用として定義させていただいております。もう一つ商用利用につきましては、写真等を営利活動又は写真展若しくは論文等その他の成果発表等の私的利用以外の目的で利用すること、ということでこれは営利に関しまして商用利用という定義をさせていただいております。この定義をさせていただいたこと、それから撮影許可の方法ということで第5条にございます、撮影等の許可。こちらはこういった私的利用ではなくて商用利用の場合には申請が必要でということ、申請書の様式も作成したうえでこちらの要綱としてさせていただいております。でこの申請が必要ないものというのがこれ以下になります。先ずは私的利用を目的とした撮影については申請必要ないです。それから町の事業等により撮影等を行う場合、町の事業に関して、それからその下学校に関する撮影について、でその他教育長が必要と認める場合ということで、この4項目を申請除外の項目としてあげさせていただいております。以降その撮影時に必要、絶対守ってくださいねということで遵守の事項がございます。これは第6条でございます。この中に展示物自体の保全に関してのこと、それからその施設を訪れて、訪れられた方に対しての不都合が起こってはいけないということで、2号ございます。こちらがフラッシュ、三脚、自撮り棒の使用を禁止させていただいております。後は来館者、他にもおられた場合には無断で撮影しないこと。それから長時間撮影の禁止。あとは職員が作業している状況の写真撮影したり、それからその個人が特定できるような写真を撮影をしない。それからその作業中の作業に支障生じないようにということで、7号に明記させていただいております。ソーシャルメディアの投稿ということもございます。それにつきましては先程の個人が特定できないということも含まれますが、10号に展示資料等を撮影した写真等に合成、スタンプ、手書き加工等改変を行わないことということも明記しております。11号に先ずは大前提のところですね、職員の指示に従い撮影することということでこの遵守の事項をあげさせていただいております。第7条にはソーシャルメディア投稿への取扱いということで、この次の第3項ですね、次に掲げる事項をソーシャルメディアに投稿してはならないということで、これだけは守っていただきたいということで、虚偽もの、プライバシーに

関わること、営業活動に関すること、それについての取扱事項も明記しております。第8条につきましては、申請を受けて許可されたとしても、そのことが守れない場合には禁止をさせていただくということも明記しております。取扱事項につきましては以上でございます。

大橋教育長：

はいありがとうございます。今まではこういう決めごとはなかった。

原生涯学習課長補佐：

今までは無いです。

大橋教育長：

無かった。

原生涯学習課長補佐：

はい。

大橋教育長：

その度に協議をしていた。

原生涯学習課長補佐：

はい。

大橋教育長：

ということですね。いうことは、今のご時世こういったのをかなり許可をされておられるということで、一方ではしっかりとルール化を図っていかなければいけないということで、これを要綱としてですね、しっかりと持っておこうというようなところでございます。内容については非常に盛り沢山ではあるんですけど、目を通していただいて何か落ちているものがあったりとかですね、というようなところがいかがでしょうか。

服部委員：

これ実際の館の中では、どういうふうな、なんていうのかな表示になるんですかね。とりあえず写真か。

原生涯学習課長補佐：

とりあえずは、先ずは展示物の保全というのがあります。ですのでフラッシュにつきましては展示物に悪影響があるということもありますので。そういったこともありまして、先ずはだめですよということを掲示させていただくこと、それからいいですよということも含めて、

先ずはどの範囲がいいのか、どの範囲が悪いのかいうことを先ずは明記させていただくこと。それから後は展示物一つ一つにつきまして、細かくこのものは寄贈受けた方から写真撮影はいけませんということがあれば、そういったことも含めて。ですので、全体ではその館の説明が出来るように、先ずはこの範囲はいいです、この範囲はいけませんということを設けてますということも先ずは全体に分かるようにさせていただくこと。それから後は一個一個についてこれはいい、これは悪い、これはできませんということを個別にやらさせていただくということで、大きなくくりと小さな個別のところということで表示をさせていただいたらということ。今考えているところでございます。

服部委員：

今その右手に持ってもらえるその分を見ると、フェースブックもツイッターもダメ。

原生涯学習課長補佐：

ダメっていうのと、いいですよっていうのと。

服部委員：

それは、いいのと悪いのとある。

原生涯学習課長補佐：

はい。両方あります当然。ですので、この内容については、ソーシャルメディアに出さない、出して欲しくない、ものというもの。後大枠は、写真撮影いいです。ソーシャルメディア出してください。宣伝してくださいっていうのが大枠なんですけど、その中でも駄目ですよというものがありますというのが、この考え方に。

服部委員：

展示をした人の許可がいるとかなんとか言われた分だね。

森岡委員：

そういうのもいいんだけど、基本は写真撮影を希望される方は、事前でもいい、当日でもいいんで、職員の方に申し出てくださいということで、やっていかないと、なかなかそれを見ながら来館者の方が判断難しいと思うんですよね。その辺考えていただきたいというのと、もう一点、今ちゃんと定義の中で私的利用と商用利用という風にちゃんと定義をしてあるんですけど、商用利用の中には論文等も入ってますよね。そうなってくると、今までほとんど、私郷土館のお世話もしてますんで、郷土館なんかやる場合にあるのは、展示してある遺物を見せてください。ほとんどの場合は、これはその調査のための撮影であったりとか、紀要に載せるとかですね、そういうんでまあ恐らく論文なんか文書化するとかかなりなあれなんで、そういう時には事前に申請をしてもらって、この中で協議をしてもらって、許可を出すような恰好がええです。たまたまその日に来られて、ちょっと今から

どこどこ大学の者なんですけど、これ研究に使いたいんで写真撮ってもいいですか、それはアウトですねこれは、そういうことですね。

原生涯学習課長補佐：

はい。アウトです。

森岡委員：

事前に申請してもらって審査をして許可書出しますよという恰好に、はい。県なんかもちよくちよく来るんだけどそんなんみんなそういうことですねえ。

武田委員：

ソーシャルメディアの扱いについて今の話だとOKとそうじゃないのと空間で別れるみたいなんですけど、これ読むと全体的に禁止しているような印象を受けるんですが、そこは大丈夫なんですかね。

原生涯学習課長補佐：

それにつきましては、第4条のところで、博物館内で撮影を行うことができる範囲は、教育長が別に指定するというので、まずは撮影できるところ。出来ないところ。ということとを区別させていただく。

武田委員：

ああそういうことですか、分かりましたありがとうございます。

森岡委員：

もう一点すみません。撮影等の範囲って第4条がありますよね、これ博物館という風に表示していますけど、ここは博物館等類似施設でしょう、そうですね。うちには博物館無いんですよね。

原生涯学習課長補佐：

第3条のところで。

森岡委員：

第4条のところ。

原生涯学習課長補佐：

第3条のところで、邑南町博物館類似施設、以下博物館という。

森岡委員：

ああなるほど。

原生涯学習課長補佐：

です、それ以降は博物館という言葉を使わせていただいております。

森岡委員：

それは博物館という表示をしてええの。実際にその博物館法で、博物館でもなんでもない施設なんで、法的には博物館で無いやつをそういうふうを使うっていうのは問題ないの。下手に誤解を与えそう。

原生涯学習課長補佐：

定義の第2条の第4号のところで博物館類似施設の定義をさせていただいておりますので、その定義でそれ以降の第3条で類似施設を以下博物館という名称に、と呼ばさせていただくということで定義をしておりますので、この博物館、博物館法で登録されていない、許可を受けてないものとしましてもこの定義で類似施設の呼び名を変えているということです。とさせていただいておりますので問題ないということにさせていただいております。

森岡委員：

問題なかったらええんですけど、ようするに公のものなんで、ある意味その 資産自体が、それは法律もあるんだけど、準拠しながら作っていくんで、この後以下博物館でええんかというのをちょっと検討してもらったほうがいいなと。

原生涯学習課長補佐：

はい、ありがとうございます。確認させていただきます。

武田委員：

ソーシャルメディアのところが気になっているんですが、ハンザケ自然館がかなり上手にツイッターとインスタグラムを使っておられると思うんですけど、そういう意味ではある程度自由に来場者さんにもあげていただいて交流をはかっていた方がいいかなと思っていて、スタンプとか加工が駄目って書いてあるんですけど、このあたりっていうのは、撮影 OK のところは加工しても OK ってことなんですか。撮影 OK のところもこの遵守事項とかソーシャルメディア投稿の取扱いっていうのは、適用されるんですか。

原生涯学習課長補佐：

現時点では、全てに対する遵守事項です。

武田委員：

なるほど。

原生涯学習課長補佐：

私的利用につきましてもこれはあります。一概にいい、悪いっていうことがどうしてもその個人がやっていただくことに関して、先ずは申し訳ないんですけど規制をかけないと、なんでもいいというわけにはいかない。先ずその改変ということ自体がどれだけ影響があるのかというのを感じていただいた上で、お使いいただかないと。よくあるのが反転してあげられることがあると思うんですが、その反転自体がどういった影響があるのか、ということも考えていただかないといけないこともあります。ですので、現時点で私的利用はいいですということとは言えないと思っの遵守事項とさせていただきます。

武田委員：

なるほど。どっちがいいかですね。だから宣伝効果を見込んで割と自由にするのか、確におっしゃるようにリスクもあるような気がして。

原生涯学習課長補佐：

一番私が心配しているのは、確かにフリーではあります。ただ情報発信される方自体フリーでいいのかっていうこともあります。我々がどうぞいいですよっていうことを声高に言えないっていうのもあるんですが、やはりそのお願いさせていただくこともあります。この施設を、今この展示をしているこの企画展について宣伝して欲しいと。ですのでそれに対して全ていいっていうことがやっぱり公的な立場とすれば難しいっていうこともありますので、そこを先ずは、これも実際時代時代によって変わって行くものだと思います。現時点でこれはベストではなくてベターという考えで今作っておりますので。ですのでこの世の中がどんどん変わっていく中で、追いついて行かないといけませんけど、先ずは入り口と思っております。無かったものを作らせていただいておりますので、この時代の激動の中で動きに対して何かあれば少しずつでも変えていくということで、先ずはたたき台として作らせていただいております。よろしく申し上げます。

大橋教育長：

今の話でいくと、ハンザケ自然館と類似施設とは違うというスタンスでいいのですね。

原生涯学習課長補佐：

いや、全て同じでございます。こちらに書いてある博物館類似施設とありますが、このきねづかセンター、郷土館、ハンザケ自然館、この3館について同じ扱いです。ですので私的利用、先程委員さん言われた拡散いただいているのは、あれはあくまで私的利用ということで、あげていただいておりますのでそのことが今回のこの取扱い要綱が施行されて、これに則ってやっていただくということ、今後の動きになります。

大橋教育長：

ベターな方法という、ベストではない。

原生涯学習課長補佐：

ベストでは無いです。

大橋教育長：

今後まあ成熟の域にどう達していくのかっていうところだろうというふうに思います。

服部委員：

難しいよね、私らも例えばラインで、私的でこうしてライン撮るけど、見せてやろうと思って誰かに送ると、その人がそれをどがぁにい利用するかっちゃうのはわからんですよね。まあ入り口としてはこうかな。

大橋教育長：

この要綱と一緒に送っていただければいいかもしれません。先程も説明があった入り口の部分で一応ルール化を諮っていこうというようなところで、服部委員さん言われた拡散していくようなところでは、どういう風にとめていくのかっていうのも一つの課題としては残るのかなあという風に思いますけど。まずは入り口を固めようというところ。

服部委員：

拡散して困るものっていうのは、それこそ個人情報とか、邑南町にこれがあるよってすごい価値があって泥棒が盗りに来るってことがなければ、拡散することはさほど悪い事じゃないように思うんですけどね。個人情報について誰々が持ってる物とか、ここにありますよって事が知られるところが一番の気にされるところかなあとは思いますが、やってみないとわからないですよ、どんなことが起こるかいうのはね。はい、ま入り口というところで。

大橋教育長：

それでは議案第44号につきましてお認めをいただきますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。続きまして議案第45号につきまして説明の方よろしくお願ひします。

高瀬学校教育課長：

議案第45号令和4年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと受給申出書、それからその審査結果を付けておりますのでご覧いただければと思います。

以下個人情報につき省略

これについては以上でございます。

大橋教育長：

この件についてご質問等ありますでしょうか。

高瀬学校教育課長：

これについては8月のところで専決の方で処分させていただきましたが、江津市の教育委員会の方から申し出等がございまして、S中学校からI中学校へ転入ということで申請のあった方でございます。追加で説明させていただきました。

服部委員：

これ就学援助費っていうのは、すみません毎度聞いて申し訳無いですけど、どんな費用を援助するんでしたっけ。

高瀬学校教育課長：

ここの所得審査の基準によってなんですけど、1.3までにつきましては学用品であるとか、学用品費とかが大体主になります。あと給食費であるとかもありますし、あと。

服部委員：

給食費も含まれるんでしたか。

高瀬学校教育課長：

はい。1.3までについては、いや学用品と学用品費ですね。それ以上については給食費の前年の平均の額の全額分であるとか、1.5未満であるとその同じような給食費の半額までとかいうような、それぞれの基準があって支給しております。学期ごとに。

服部委員：

S町からの援助は無い。

高瀬学校教育課長：

もう住所がですね確かにこちらなんですけど、S町の方にはというか、あくまでもこちらの

方からの部分で出せる範囲までのところで、住所がこちら完全にあるのであればですけど、まだS町に申請出されてないのかと思いますので。

服部委員：

はい、分かりました。

大橋教育長：

確認ですけど、住所は違っても同町の学校に通っていればこの対象になるということ。

高瀬学校教育課長：

はい、ただ完全に住所がこちらじゃないんで、出せる範囲が限られて来るんですけど、この同じS町に住んでおられても石見中学校に通っておられたらその中で、出せる範囲の中で支給の方出させてもらいますので。

大橋教育長：

はい、分かりました。よろしいでしょうか。それでは議案第45号につきましてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。以上議決事項については終了いたします。

日程第7 閉会宣言

以上で、第10回を終了します。 (~10:53)